

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第1項の規定に基づく管理業務主任者試験
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条第1項及び同条第2項において準用する第8条)

(1) 指定・登録基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

第58条第3項において準用する第11条第3項及び4項

(指定試験機関の指定)

第11条

- 3 国土交通大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 4 国土交通大臣は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 民法第34条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。
 - 四 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であること。
 - 五 役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
- イ 第3号に該当する者
 - ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第58条第3項において準用される同法第13条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から2年を経過しない者

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 社団法人 高層住宅管理業協会

指定・登録時期 : 平成13年8月10日

法人の連絡先 : 〒105-0001 東京都港区新橋二丁目二十番一号

指定・登録の理由 : マンションの管理の適正化の推進に関する法律第58条第3項において準用する第11条第3項及び第4項に基づく指定基準に適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 8,900円

積算根拠 2,244円(人件費)+6,681円(物件費)

≒8,900円